

立地適正化計画届出制度に係る説明会について

1 立地適正化計画届出制度の説明会を開催し、72 名の方にご参加いただきました。誠にありがとうございました。

市の考え方は、ご意見等に対して説明会で回答した内容だけではありません。充分なご回答ができていないご質問等については、改めて整理した市の考え方を記載しています。

- ・開催日:平成 30 年 5 月 17 日(木)
- ・時間:【第 1 部】13:30~14:30 【第 2 部】19:00~20:00
- ・場所:アマランス(市民会館内)
- ・参加者数:【第 1 部】63 人 【第 2 部】9 人 合計:72 人

2 質問・意見に対する市の考え方

| No. | 項目 | 質問・意見 | 市の考え方 |
|-----|----------|---|--|
| 1 | 届出制度について | 届出を行わないと開発許可申請や建築確認申請は受理されないのか。 | 都市再生特別措置法は建築基準法の関係規定ではないため、届出を行わないと開発許可申請や建築確認申請ができないことはない。しかしながら、届出制度では必要に応じて勧告、あっせんといった誘導に向けた効果的な運用も考えられるため、早めに届出書の提出のご協力をお願いしたい。(届出の手引き P6) |
| 2 | | 勧告、あっせんとは具体的にどのようなことを行うのか。 | 勧告とは、誘導区域内への住宅や誘導施設の立地を促すことである。都市再生特別措置法では、勧告した場合、市長は誘導区域内の土地のあっせんに努めなければならないとされている。しかしながら、届出は行為着手の 30 日前とされており、すでに土地を確保し、開発や建築計画が具体化している段階と想定され、誘導が現実的に困難な時期と考える。そのため、早めにご相談いただくことで、市ホームページで公開されている市有財産の売却物件の情報提供などによる誘導が現実的と考えられる。 |
| 3 | | 開発許可を受け造成工事中である。建築確認申請を運用開始の 8 月以降に予定しているが届出は必要か。 | 対象行為に該当する建築工事を運用開始後に着工予定であれば届出が必要になる。 |
| 4 | その他 | 立地適正化計画は長崎市特有の地形をふまえ独自に策定した計画なのか。他の市町村でも同様の計画を策定しているのか。 | 現在約 400 都市が立地適正化計画の作成を行っており、約 120 都市(平成 29 年 12 月末)が計画を公表している。県内では大村市が策定している。 |